

第 3 1 回 A S E A N 地域フォーラム（A R F）閣僚会合  
議長声明（概要）

2 0 2 4 年 7 月 2 7 日

**【A R F プロセスの概観】**

●共通の関心及び懸念を有する政治・安全保障上の課題に関して、参加国間の建設的な対話と協力を促進するための、A S E A N を主要な原動力とする、アジア太平洋地域の主要な地域安全保障フォーラムとしての A R F の重要性を再確認。（パラ 3）

●地域の平和、安全、安定及び繁栄を維持し促進する上での原動力としての A S E A N 一体性及び中心性を再確認するとともに、国際法の普遍的に認められた原則に従った脅しや武力行使に訴えることのない紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認。地域の平和及び安全への脅威に対処及び減少させるため、共通の関心及び懸念を有する政治・安全保障の課題に関して、A R F 参加国間で建設的な対話及び協力を維持する必要性を強調。（パラ 6）

**【地域及び国際情勢に係る議論の主要論点】**

●テロ、テロに通じる暴力的過激主義（V E C T）及び国境を越える組織的犯罪がもたらす複雑な課題に対処することへの地域の継続的なコミットメントを賞賛。（パラ 8）

●経済成長にとっての I C T の安全性及びその活用並びに急速に変化する I C T 環境により生じる課題への対処の高まる重要性を認識。その分野横断的な性質を考慮すれば、I C T の安全性確保における分野横断的な協力を強化する必要性を強調。（パラ 9）

●海洋分野に関連する様々な課題について意見交換を行い、海賊行為及び違法・無報告・無規制（I U U）漁業並びに海洋エコシステム及び生物多様性の悪化に対する懸念を共有。（パラ 1 0）

●特に、早期警報及び備えの分野における災害管理に関する協力を一層強化する必要性に留意。地域における予測的行動、人道支援及び災害救助の取組に関す

る能力強化の重要性を強調。(パラ 1 1)

●グローバルな核不拡散、軍備管理及び軍縮のメカニズムにおけるコミットメント及び協力の減少に対して、複数の参加国が提起した懸念に留意し、特に核兵器国(NWS)に対して、これらのメカニズムの下でのコミットメントを維持し完全に履行することを求めた。核不拡散、軍縮、並びに核エネルギー及び化学・生物・核技術の平和的な使用における国際的及び地域的な協調的取組を強化する重要性を改めて表明するとともに、大量破壊兵器の廃絶及び拡散防止といった最終的な目標を前進させる重要性を改めて表明。(パラ 1 2)

●NWSに対して、核兵器不拡散条約(NPT)第6条にしたがって核軍縮を進める義務を果たすとともに、どのような状況下でも核兵器が二度と決して使用されることがないことを保障するための唯一の方法である核兵器の完全な廃絶を行う必要性を認識することを求めた。ASEAN憲章及び東南アジア非核兵器地帯(SEANWFZ)条約で謳われているように、その他全ての大量破壊兵器のないSEANWFZとしての東南アジア地域を維持することへのコミットメントを改めて表明するとともに、条約の完全かつ効果的な実施の重要性を強調。(パラ 1 3)

●南シナ海の状態について議論し、全ての人々の安全を危機にさらす行動を含め、信頼と信用を損ない、緊張を高め、また、地域の平和、安全及び安定を損ない得る埋め立て及び同海域での活動について、複数の閣僚から懸念が表明された。相互の信頼と信用を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動の実施を自制し、状況を更に複雑化させ得る行動を回避する必要性を再確認。UNCLOSを含む国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得ると2002年の南シナ海における行動宣言(DOC)で言及された活動を含め、クレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における自制の重要性を強調。(パラ 1 4)

●南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。DOCを全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。特に、南シナ海における行動規範(COC)交渉テキストのシングルドラフト(SDNT)の三読目の開始をはじめとするCOCに関する進行中の交渉においてこれまでに達成された進展に満足するとともに、これに

関して継続的で前向きな機運を慫慂。U N C L O Sを含む国際法に従った、実効的かつ実質的なC O Cの早期妥結を期待。(パラ 1 5)

●ミャンマー情勢について議論し、紛争のエスカレーション及び人道的状況について深い懸念が表明された。ミャンマーにおける政治的危機に対処するための主要な準拠であり続けるA S E A N首脳の「5つのコンセンサス」(5 P C)への支持を再確認。関連する首脳の決定を再確認。市民及び公共施設に対する継続的な暴力行為を非難し、即時停止を求めた。全ての関係者に対して、無差別な暴力を即時停止するよう具体的な行動をとり、いかなるエスカレーションも非難し、最大限自制し、全ての市民の保護と安全を確保し、人道支援の供与及び包摂的な国民対話に資する環境を醸成するよう求めた。(パラ 1 6)

●A S E A N首脳の5 P Cの4つ目の項目をミャンマーと協力して実施するA H Aセンターによるフェーズ1(救命／新型コロナ対応)及びフェーズ2(生命維持)の下でのA S E A N人道支援の供与の進展を歓迎。2 0 2 4年7月10日時点で、ザカイン地域、マグウェ地域、シャン州南部及びモン州における被災者に届いた食料(米、米・豆類・油・塩から成る食料パッケージ)及び非食料品(家族キット及び個人衛生キット)の供与を通じたフェーズ2対応の下での総配布額が約1 8 8万米ドルであることに留意。これに関し、ミャンマーに対するA S E A Nの人道支援の提供におけるA H Aセンターの継続的な取組を賞賛し、5 P Cに従い、また、ミャンマーに関するA S E A N議長特使を通じてA S E A N議長と調整されたタイの人道イニシアティブを歓迎。A S E A N加盟国、域外パートナー及び民間セクターによる貢献に感謝し、ミャンマーにおける全ての関係者に対して、5 P Cの4つ目の項目のより効果的な実施に向けて、差別なく、ミャンマーの人々への安全で透明な配布を確保することを求めた。国内避難民(I D P s)の安全及び生活の確保を目的としたものを含め、国際社会からの人道支援に対するより規模の大きい追加的な財政支援を求めた。(パラ 1 7)

●5 P Cの全体としての実施における進展を促進させるためのミャンマーに関するA S E A N議長特使の取組を賞賛。持続可能な方法で関係者と接触し続け、地域の平和、安全及び安定のための、ミャンマー自身かつミャンマー主導の包摂的で永続的な平和的解決をミャンマーの人々が達成することを助けるための特使の取組を歓迎。(パラ 1 8)

●朝鮮半島の最近の情勢に懸念を表明するとともに、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による継続した平和的な

対話の重要性を強調。多くの閣僚が、地域の平和と安定を脅かす懸念すべき事態である、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル実験、弾道ミサイル発射の最近の急増及び朝鮮半島において増大する緊張に重大な懸念を表明。多くの閣僚が、北朝鮮に対して、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守するよう求め、当事者による平和的な対話を呼びかけるとともに、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定の実現に向けて引き続き取り組むことを求めた。多くの閣僚が、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行を求めるとともに、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。全ての当事者間の平和的な対話に資する環境の醸成を含め、外交努力が優先事項であり続けるべきである。当事者間の平和的な対話に資する雰囲気促進の上で、A R FといったA S E A N主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改めて表明。複数の閣僚が、拉致及び抑留者問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念である問題に対処することの重要性を強調。（パラ 19）

●ウクライナに関し、全ての国家に関して、主権、政治的独立及び領土一体性の尊重を引き続き再確認。国連憲章及び国際法の遵守を求めることを改めて表明。国連憲章全体の目的及び原則に基づいて公正かつ永続的な平和を達成すること、及び敵対行為の即時停止及び平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。平和的解決を追求する国連事務総長の取組を支持。人道支援を必要としている人々への迅速で、安全かつ妨げられることのないアクセスを促進し、市民、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々を保護することを求めた。複数の閣僚は、最近の情勢及び根本的な要因に対処する必要性について表明された見解に留意。（パラ 20）

●10月7日の攻撃以降悪化しているガザの悲惨な人道状況に重大な懸念を表明。特に女性及び子供等の憂慮すべき数の犠牲並びに人道危機の悪化をもたらしてきた市民及び民間インフラに対する全ての攻撃を非難し、ガザにおいて食料、水及びその他の必需品へのアクセスを促進するためにより多くのことがなされるよう求めた。全ての関係者に対して、国連安保理決議第2735号主文2で言及されている停戦提案を受け入れるよう求めた。23名のA S E A Nの国民、女性、子供、病人及び高齢者を含め、全ての人質の即時かつ無条件の解放を求めた。いかなる恣意的な拘束からも解放されることの重要性を強調。ガザへの人道支援の提供にかかる様々なA S E A N加盟国及びE A S参加国の取組を賞賛し、全てのA S E A N加盟国及び域外パートナーに対して、ガザへのそうした支援を引き続き提供及び促進するよう求めた。国連パレスチナ難民救済事業機

関（UNRWA）によるそのマンデートの行使を支持するとともに、国連ガザ人道復興上級コーディネーターが効果的かつ効率的に自身の任務を完遂し、紛争後の復興に関する取組並びに他の国際援助機関の取組を始めることを支持。海路によるものを含め境界の検問所における対応能力の強化を通じたものを含め、支援を必要としている人々に対する迅速で、安全で、妨げられることのない持続的な人道アクセスを求めた。全ての紛争当事者に対して、市民を保護し、国際人道法及び国際人権法に従うよう求めた。全ての関係者に対して、国際法並びに関連する国連安保理決議及び国連総会決議に従った二国家解決の実現のために、平和的な紛争解決に向けて取り組むことを求めた。2024年1月26日に国際司法裁判所（ICJ）が出した暫定措置命令に留意するとともに、複数の閣僚がその重要性を強調。2024年7月19日のICJの勧告的意見を認識。この文脈で、国際法を遵守する重要性を再確認。中東における緊張の高まりに重大な懸念を表明し、全ての関係者に対して、自制し、状況を悪化させ得る行為を回避し、地域の平和及び安定を維持するために、外交及び対話を通じて相違を解決するよう求めた。（パラ21）

#### 【次期会期年（2024-2025）の作業計画】

- 第32回ARF及びARF高級実務者会合（ARF SOM）の議長をマレーシアとすることを歓迎。（パラ29）

（了）